## 規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称		金融商品取引法第87条の2	
規制の名称		金融商品取引所の業務の追加	
担当部局		金融庁企画市場局市場課市場業務室 電話番号: 03-3506-6000(内線 3620)	e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期		令和2年7月17日	
事前評価時の想定との比較		事前評価時には、金融取引主体に対し、個別のエクスポージャーを集計すること等を通じて、金融取引の実態を効率的・効果的に把握するため、世界共通の識別方式による取引主体識別子(LEI:Legal Entity Identifier)(注)について、金融安定理事会(FSB)の主導の下、国際的な取組が進展していた。本規制の拡充後も、取引主体識別子は引き続き、世界共通の識別方式として利用されており、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響も特段発生していない。 (注)20桁の数字・アルファベットからなる法人の識別子	
費用、効果 響の把握	(便益)及び間接的な影	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
音の化性	遵守費用	事前の評価時には、取引所において、識別子の符番業務を健全且つ適切に行うための体制の整備に係る費用が発生すると見込んでいた。取引所においては、規制拡充後、取引主体識別子を適切に管理するためのシステムを導入しており、2019年3月末までに約2億2千3百万円のシステム開発・運用費用及び人件費が発生している。これは予定されていた費用であり、また符番業務にあたってはLEI取得者から新規符番料及び更新料(注)を受領し、コストリカバリーベースでシステム構築を行っていることからも、規制の遵守費用(全体)が過大に発生している状況にはないと考える。 (注)新規符番料 12,000円(税抜)、更新料 10,000円(税抜)(2019年3月末時点)	
	行政費用	事前評価時においては、行政庁(国)の費用として、取引所から認可の申請があった際に、取引所業務の公共性に対する信頼や、取引所の本来業務の健全かつ適切な運営を損なう恐れがあるか確認・検証するための費用が発生するとしていた。 上記に関し、行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、当該認可申請時の認可業務のみならず、認可後も引き続き取引所の本来業務の健全かつ適切な運営を損なう恐れがあるかどうかモニタリングを行う必要がある。この点、他の規制を含めた金融規制全般について、取引所による規制の遵守状況等を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の拡充により生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難である。もっとも、行政庁(国)による金融行政の遂行に要する行政費用(全体)が過大に発生している状況にないと考えられる。	
	効果(定量化)	各国で符番機関が設立され、世界共通の識別方式による取引主体識別子の符番が行われる中、符番を必要とする国内の金融取引主体が国内の符番機関から符番されることが可能となり、2019年3月時点において、日本籍の法人8,246社(ファンドを含む)に対し符番が行われている。このうち、6,994社が取引所によって符番されており、1,252件が国外の符番機関によって符番されているなど、利便性の向上につながったものと考えられるため、事前評価時に見込んだ効果とかい離はない。また、金融取引の実態を効率的・効果的に把握し、システミックリスクを未然に防ぐことが可能となるなどの便益を得ていると考えられるところ、金融商品取引法第156条の63~65条に基づき行政庁(国)に報告される店頭デリバティブ取引のうち99%以上の取引(想定元本ベース)について、報告者の取引主体識別子を把握しており、事前評価時に見込んだ効果とかい離はない。	
	便益(金銭価値化)	規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
	副次的な影響及び波 及的な影響	現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察		規制の見直しにより過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。 従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。	
備考			